

# 新 H I C の 掲 載 料

## 掲載できる情報について

- (1)製品情報(住宅部品・部材等及び住宅の名称、特長、写真など)
- (2)企業情報(企業名、本社・本店の情報、お客様お問い合わせ窓口、ショールーム・営業所情報などの情報)

## 費用について

### 住宅部品・部材等

掲載製品数	年会費	情報掲載料	情報追加料金(画像掲載料)
1～5製品	40,000円	年会費に含む	1製品あたり3画像までは、情報掲載料に含まれます。これを超えた場合は、 400円×(画像数-製品数×3)
6～20製品		3,000円×(製品数-5)	
21～50製品		45,000円+2,500円×(製品数-20)	
51～200製品		120,000円+2,000円×(製品数-50)	
201～500製品		420,000円+1,750円×(製品数-200)	
501製品以上		945,000円+1,500円×(製品数-500)	

### 住宅(製品・施工例等)

供給地域	年会費	情報掲載料	情報追加料金(画像掲載料)
1～3都道府県	40,000円	1～2製品	1製品あたり3画像までは、情報掲載料に含まれます。これを超えた場合は、 400円×(画像数-製品数×3)
		3製品以上	
4～10都道府県	160,000円	1～5製品	1製品あたり6画像までは、情報掲載料に含まれます。これを超えた場合は、 400円×(画像数-製品数×6)
		6製品以上	
11都道府県以上	320,000円	1～10製品	1製品あたり10画像までは、情報掲載料に含まれます。これを超えた場合は、 400円×(画像数-製品数×10)
		11製品以上	

- a) 年会費、情報掲載料、情報追加料金(画像掲載料)は、4月より翌年3月までの1年単位とし、年度初め(4月)にご請求します。また、原則自動更新とします。
- b) 情報掲載料と情報追加料金(画像掲載料)は、毎年2月末時点の登録製品件数と画像数により、次年度の掲載料金を確定し、次年4月に請求します。
- c) 新規入会の場合は、入会時に年会費、情報掲載料、情報追加料金(画像掲載料)をご請求します。  
年度途中の入会の場合は、入会月の翌月から3月迄の残月数に月換算の年会費を乗じたものとします。  
情報掲載料や情報追加料金(画像掲載料)は申請頂いた予定登録製品件数により、請求いたします。ただし、2月末時点の登録数が予定登録件数を大幅に超えた場合には、追加費用をご請求することもあります。
- d) 上記の料金には、デジタル化等の作業費は含みません。
- e) 一度納めていただいた費用は、ご返却いたしませんのでご了承下さい。